

第3章 文化財

第1節 文化財の概況

本県は「ひむかの国」として古くから歴史に登場し、歴史的にも文化的にも多数の貴重な遺産が残されています。これらの遺産は、県の歴史と文化を語るうえで欠くことができないものであり、また、環境保全の観点からも、歴史的・文化的雰囲気など、快適な環境へのニーズの高まりに応えるために重要なものとなっており、永く県民の財産として保存、継承に努めなければなりません。

指定された文化財は、法律や条例により、その現状を変更したり、その保存に影響を及ぼす行為が規制されており、道路建設や宅地造成などの多種多様な開発事業の進む中でも、大切に守られています。

なお、令和3年3月末現在の文化財の指定状況は、次のとおりです。

文化財等の指定状況 (令和3年3月末現在)

[国指定文化財]

	件数
重要文化財	23
重要有形民俗文化財	3
重要無形民俗文化財	6
特別史跡	1
特別天然記念物	4
史跡	22
名勝及び天然記念物	1
名勝	4
天然記念物	46
計	110
重要伝統的建造物群保存地区(選定)	3
重要文化的景観(選定)	1
国登録有形文化財	105
国登録記念物	3

[県指定文化財]

	件数
有形文化財	68
無形文化財	1
無形民俗文化財	29
史跡	105
名勝	7
天然記念物	22
計	232

[市町村指定文化財]

	件数
有形文化財	519
無形文化財	4
有形民俗文化財	15
無形民俗文化財	110
史跡	109
名勝	4
天然記念物	92
計	853

第2節 天然記念物

本県の天然記念物の数は、国指定の特別天然記念物が4件、天然記念物が47件（うち1件は名勝及び天然記念物）、県指定の天然記念物が22件、市町村指定の天然記念物が92件です。

天然記念物は、文化財の中で、特に環境の変化の影響を受けやすい分野です。水質の悪化は、水に命をゆだねる動植物の生存をおびやかします。むやみな森林の伐採は、周辺で生活する動植物に直接または間接に悪影響を及ぼします。また、乱開発や豪雨時の濁流等により、周辺の地質鉱物への影響も計り知れません。

天然記念物で近年懸念される問題に、アカウミガメの産卵地となっている砂浜海岸の浸食があります。上陸しても安全に産卵できる場所がないため、産卵することなしに海に戻ってしまうアカウミガメもいます。また、産卵された卵は海水を被ると孵化が厳しくなります。海水を被ったり、波により流出したりするおそれのある卵塊は、アカウミガメ調査員によって安全な場所に移植することもあります。

特別天然記念物のカモシカは、九州山地（宮崎県、熊本県、大分県）にも生息している希少な哺乳類です。平成30・令和元年度に実施した特別調査では、九州山地に約200頭が生息していると推定されています。

第3節 名勝

名勝とは、景観の優れた所であり、自然的なものとしては、風致景観の優秀なものや名所のあるいは学術的価値の高いものがその対象となり、具体的には、高千穂峡谷や尾鈴山の瀑布群、日南市鶴戸等があげられます。人工的なものとしては、公園や庭園、橋梁や築堤で芸術的あるいは学術的に価値の高いものがその対象となり、具体的には、国指定の妙国寺庭園（日向市）や県指定の勝目氏庭園（日南市）等があげられます。

第4節 史跡、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観

史跡とは、貝塚、古墳、城跡、社寺跡、旧宅等で、歴史上又は学術上価値の高いものをさします。本県には特別史跡1件、国指定の史跡22件、県指定の史跡105件、市町村指定の史跡109件があります。これら指定された文化財の中では古墳が圧倒的に多く、各地で保存・整備が進められています。

また、史跡とは別に、往時の姿を広域にわたって残している地区として、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区と重要文化的景観があります。

重要伝統的建造物群保存地区とは、市町村が決定した伝統的建造物群保存地区のうち我が国にとって価値が高いと判断したものを国が選定したものです。本県では、日向市美々津（港町）、日南市飢肥（城下町）、椎葉村十根川（山村集落）の3地区が選定されています。

重要文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものの中でも、特に重要なものとして国が選定したものです。本県では日南市酒谷の坂元棚田及び農山村景観が重要文化的景観として選定されています。



特別史跡西都原古墳群